

市庁舎は、建替えにより耐震化を図ることとします。

本方針についての経緯や考え方については以下をご覧ください。

1 検討の経緯

- ・ H23年3月11日に発生した東日本大震災（M9.0）は、東北3県を中心に広域かつ甚大な被害を与え、**市庁舎においても、外壁タイルにひびが入り、一部崩落**するなどの被害をもたらしました。
- ・ 建築基準法の旧耐震基準に基づいて建築された建物について、H24年度に本庁舎及び議会棟、H27年度には別館等の耐震診断調査を実施したところ、**震度6、7の大地震が発生した場合、建物の倒壊又は崩壊の危険性が高いと判断されています。**

対象建物名	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震診断結果 Is値
本庁舎	鉄筋コンクリート造・ 3階建	4,010	0.34
議会棟（食堂、財政課・監査委員事務局、議場）	鉄筋コンクリート造・ 4階建	1,757	0.22
議会棟増築部分（会派室、委員会室、議会事務局）	鉄骨造・2階建	326	0.32
別館（教育委員会等）	鉄骨造・3階建	861	0.23
電算棟（長寿介護課、商工観光課等）	鉄骨造・2階建	453	0.74

- ・ 官公庁施設の基準値であるIs値=0.75以上
 - ・ 防災中枢拠点となる市役所などの重要な施設の基準値であるIs値=0.90以上
- ※Is値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表す指標

- ・ H26年度には市庁舎における耐震化の方向性について検討するため「市庁舎耐震化調査」を実施し、H27年9月には、財源確保のため「庁舎整備基金」を創設しました。
- ・ 市議会ではH27年12月に「公共施設等調査特別委員会」が設置され、H28年6月の特別委員会では、委員から「スピード感を持って取り組むべき」、「市からある程度具体的な案を示すべき」などの意見があったところです。
- ・ H28年9月には、庁舎耐震化方針（案）の市としての考え方を公表し、広くご意見を伺うためパブリックコメントを実施しました。

【庁舎に関する主な変遷】

年 月	事項	備考
昭和46年11月	本庁舎、議会棟竣工	
昭和54年 2月	別館増築	
昭和54年 3月	議会棟増築	
昭和55年 9月	電算棟増築	
昭和56年 6月	建築基準法改正（新耐震基準の導入）	
平成 5年 3月	東側棟増築	
平成11年 3月	840情報資料コーナー増築	
平成23年 3月	東日本大震災発生	
平成24年	本庁舎、議会棟の耐震診断を実施	
平成26年	市庁舎耐震化調査を実施	
平成27年	別館等の耐震診断を実施	
9月	庁舎整備基金を創設	
12月	公共施設等調査特別委員会設置	
平成28年 4月	熊本地震発生	
6月	公共施設等調査特別委員会開催	方向性（案）を説明
9月	パブリックコメントを実施	

2 方針の根拠

①耐震性確保の観点から（災害に強く安全・安心のために）

建替えの場合は、 I_s 値=0.90以上の設定が可能であり、より高い耐震性を得られるものと考えます。

②市民利便性向上の観点から（利用しやすい庁舎のために）

建替え後においては、現庁舎に比べて機能面での改善が見込まれ、市民の利便性は向上するものと考えます。

③経済性の観点から（将来の財政負担の軽減のために）

建替えの方が将来的な財政負担の軽減に繋がり、耐震改修よりも経済性の面で優位性があると考えます。

3 今後の取組み

本方針を踏まえ、今後は庁舎の建替えについて、具体的な検討を行うこととし、庁舎の建替えにあたっては、十分な市民参画の場を設け、基本構想を策定していくこととします。

本方針の全文については、市ホームページで公表しています。